

教保体第860号

平成30年8月2日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

「防災・危機管理e-カレッジ」の防災教育への活用について（依頼）

標記の件につきまして、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、事務連絡がありました。

つきましては、別添資料に示した「防災・危機管理e-カレッジ」を、地域や学校の実情等に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知につきましても御配慮いただきますようお願いいたします。

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 藤井 邦之
電 話 048-830-6964
FAX 048-830-4971



事務連絡
平成30年7月27日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「防災・危機管理 e-カレッジ」の防災教育への活用について

平素より、当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、消防庁より「防災・危機管理e-カレッジ」の防災教育への活用について、別添のとおり、協力依頼がありました。地震や風水害等の災害からどのように身を守ればよいのかといった様々なコンテンツが提供されています。各学校においては、地域や学校の実情等に応じて御活用いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課においては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

(本件担当)

防災教育係（中鉢）

電話：03-5253-4111（内線 2670）

03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3794

e-mail: anzen@mext. go. jp

別添

消 防 災 第 178 号
平成30年 7 月 19 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「防災・危機管理e-カレッジ」の防災教育への活用についての協力願い

平素より消防・防災行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

消防庁では、いつでも、誰でも、防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」（以下、「e-カレッジ」とする）を運用しており、地震や風水害等の災害からどのように身を守ればよいのかといった様々なコンテンツを提供しています（URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/>）。

小・中・高等学校における防災教育にe-カレッジを活用していただくことにより、より効果的に防災について学習できると考えますので、積極的に活用していただけるようお取り計らいくださいますようお願いいたします。

消防庁国民保護・防災部防災課
外圍災害対策官、和田防災企画係長
TEL 03-5253-7525

